

津広水監発第2号
令和6年1月7日

津軽広域水道企業団議会

議長 高樋憲様

津軽広域水道企業団

監査委員 菊地清夫

監査委員 台丸谷績

令和6年度津軽広域水道企業団定期監査の
結果に関する報告書の提出について

地方自治法第292条において準用する同法第199条第1項及び第2項の規定に基づき、同条第4項の規定による令和5年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告書を提出する。

令和6年度 津軽広域水道企業団 定期監査の結果に関する報告

1 監査実施年月日

令和6年9月2日（月）及び令和6年9月3日（火）

2 監査の実施対象

- (1) 津軽事業部水道用水供給事業
- (2) 西北事業部水道事業

3 監査の対象年度

令和5年度

4 監査の概要

監査に当たっては、津軽広域水道企業団監査基準（令和2年4月1日施行）に基づき、財務に関する事務及び行政事務の執行が効率的かつ合理的になされているかどうかに特に意を用い、次のそれぞれに掲げる項目に主眼を置き、関係諸帳簿と証拠書類との照合、実査又は関係職員からの事情聴取など通常実施すべき監査手続により実施した。

(1) 予算執行及び経理事務	予算の執行の状況、経理事務の適否など
(2) 収入及び支出に関する事務	調定事務の状況、計数の正確性、効率性など
(3) 契約に関する事務	契約の手続、方法及び内容の適否など
(4) 補助金等交付事務	交付の目的、金額、時期及び精算の状況など
(5) 固定資産等管理業務	土地、建物及び貯蔵品などの管理の状況など
(6) 工事に関する業務	工事の設計、施工監理、竣工の状況など
(7) その他の行政事務	行政効果、事務執行の状況など

5 監査の結果

(1) 予算執行及び経理事務

予算の執行及び経理に関する事務は、適正かつ効率的に処理されていた。

(2) 収入及び支出に関する事務

調定及び収納、資金前渡並びに概算払などに関する事務は、適正に処理されていた。

(3) 契約に関する事務

工事、業務委託、賃貸借などの契約に関する事務は、おおむね適正に処理されていた。

(4) 補助金等交付事務

負担金、補助金及び交付金などの交付事務は、適正に処理されていた。

(5) 固定資産等管理業務

土地、建物などの固定資産、貯蔵品及び物品などの維持管理は、適正に処理されていた。

(6) 工事に関する業務

工事の設計、執行手続、施工監理、竣工状況は、適正に処理されていた。

(7) その他行政事務

行政効果、事務執行の状況は、適正に処理されていた。

監査の結果は以上のとおりである。

なお、事務処理上の誤謬及び注意事項等については、監査時においてその都度指導又は注意しているので、本報告には記述を省略した。